60年国勢調査（世帯・住居）
三世代家族が四割
家もひろびろ

このほど、六十年国勢調査の世帯並びに住宅に関する結果が公表されました。

世帯人員別世帯数（グラフ）の特徴は、県平均に比べ少人数世帯が少なく、多人数世帯が多いことです。特に六人以上の世帯は、県平均で一六・四％であるのに対し、横越村では約二倍の二八・八％にものぼっています。そのため、世帯当たりの人数も多くなっています。また、このことは家族類型（表1）にも反映しており、単身世帯や核家族は少なくなっています。

高齢化社会対策における老人扶養問題の対策の一環として、経済企画庁が奨励している三世代同居の割合は、県平均が二七・四％であるのに対し、横越村は四一・八％と高い率を占めています。

その結果、六十五歳以上の一人暮らしの方（横越村は十六人）の割合も、県平均の約三分の一となっています。

国勢調査では、台所、浴室、廊下等を除いた居住室についても調査がありましたが（表2）、横越村と県を比較した場合、一人当たりの畳数などはほとんど差はありませんが、世帯人数が多い分だけ畳数などは大きくなっています。

また、建設省が定めている第五期住宅五ケ年計画（61年～65年）のための住宅宅地審議会の答申で、四人家族で一戸建住宅の場合は、二十一世紀までに半数の世帯が到達すべき目標として、床面積一二三平方メートル（3LDK＋S（余裕室））という規模を掲げていますが、横越村、新潟県ともにこの基準を超えています。また、一戸建住宅に住む世帯の割合も九九％と県平均に比べても高く、広さなどの居住条件としては、横越村は恵まれた世帯が多いようです。

（来月号では産業別就業者数についてお知らせします。）

世帯別人員数

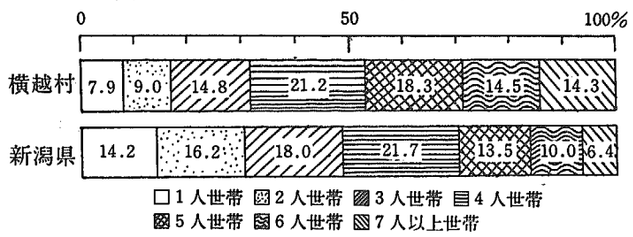

世帯の家族類型

（表1）　%

	調査年	単身世帯（うち65歳以上）	核家族	その他	平均世帯人数
横越村	60	7.9 (0.8)	41.7	50.4	4.39人
	55	7.6 (0.6)	41.5	50.9	4.42
新潟県	60	14.3 (2.3)	50.9	34.9	3.61
	55	13.0 (1.7)	51.5	35.5	3.70

居住室数及び畳数

（表2）

	調査年	（世帯割合）1戸建住宅率	世帯当たり 室数	世帯当たり 畳数	1人当たり 室数	1人当たり 畳数
横越村	60	99.0%	7.4	54.1	1.6	11.9
	55	98.9	7.2	51.6	1.6	11.2
新潟県	60	90.5	6.0	41.9	1.6	11.4
	55	85.2	5.8	39.9	1.5	10.5

室数、畳数は台所・浴室・廊下等を除いた居住室の数字

新潟県史刊行のご案内
――予約募集中――

新潟県が立県百年の記念事業として、編さんを進めている「新潟県史」は昨年度に続いて、昭和六十二年三月に四巻が刊行されます。

刊行予定の四巻は、通史編三巻と別巻一巻で、特に通史編三巻は図版、写真を豊富に取り揃えた親しみやすい県史です。

購入を希望する人は早めに申し込んでください。

○今回刊行の頒布価格
通史編2 中　世　三、200円
通史編3 近世一　三、200円
通史編6 近代一　三、200円
別　編3 人物編　四、200円
（分売可、送料別）

なお、既刊の二十五巻も在庫がありますので、ご注文ください。

○申し込み方法
官製ハガキに住所、氏名、購入巻名、冊数、公私用別、電話番号などを記入して、お申し込みください。

○申し込み先
〒九五〇　新潟市新光町四番地一　新潟県総務部県史編さん室（☎二八五―五五一一〈内〉二一〇一）

母と子の会話 ⑥
山田正三

愛情をもって話の聞き役に

簡単に親子関係と申しますが、これは厳粛に考えねばなりません。

作家の永井荷風は、「私の親は、自分のような子供を持ったことを、一生後悔したに違いない。それを思って私は生涯妻を持たず、人の子の親になることを放棄した」と述べています。

普通の子供が、義務教育終了頃までに最も多く会話を交わすのは母親であります。男の子、女の子を問わず、子供と母親とが多くの会話を持っている場合は、親子ともども幸福で不安のない親子関係であります。

少し脱線しますが、鈴木健二アナウンサーのある本によると、「嫁と姑」が仲よくなる方法は簡単である。姑は「花子さん！花子さん！（嫁の名）」と、嫁は「お母さん！お母さん！」と出来る限り、お互いに多く呼び合うことだと申します。つまり、会話が多いことです。

よく言われることですが、最近のお母さん方は、子供に多くのお金は与えるが、子供と一緒に遊び一緒に生活する時間を出来るだけ切りつめようとすると。これでは、母と子の会話は減るばかりです。

石川達三氏によると、今のお母さんは、子供に母乳をやらない。子守唄を唄ってやらない。お伽噺を聞かせてやらない。然しそれでいて「親子の断絶は……」などと滔々と辯ずると嘆いています。

もともと、母と子供の会話の内容は、子供の年齢にもよりますが、国際関係だの日本の政治はという固いものはあまり必要ではありません。会話の楽しみは、日常茶飯事のありふれたものを、気軽に話し合うところにあります。

母親の話がいつも、よその子供はこんなに勉強しているのになどという小言と決まっており、子供のおしゃべりは、いつも親に対するへらず口では困ります。

夜、家族一同が揃って、賑やかに食事をしているのに、独りの子供だけが黙ってまずそうにご飯を食べている。母親は、オロオロそれを気にして、いろいろと話しかけるのだが返事もしない。父親は、さっきからジリジリしているが、ここで怒鳴ったら座がしらけて、みんなの飯がまずくなると思って我慢している。そのうちに、その子供はプイと立ち上って、自分の室に入ってゆく。これは、河盛好蔵先生の「親とつき合う法」の一節ですが、母と子の対話のないこんな家族風景であっては困ります。

テレビの普及は、「一億総白痴運動」であると評論家の大宅壮一氏は申しました。私は、「母と子の対話」を今以上に促進し活発化するために、また学習や読書などのために、夕食後適当な時間帯で一時間程、総てのテレビ局が放送を中止するように強く望んでいます。

母と子供の対話を盛んにする根本は、会話の内容を豊富にするため親子共に学ぶことではなくて、子供のつまらない話でも、静かに聞いてやろうとする母親の愛情が、総てに優先すると確信しています。

母親は

（原稿は有線放送で放送されたものをまとめたもの）

村民著作の図書紹介 ⑦

曾我広見さんが、教職を退いた翌年の昭和四十八年二月の自費出版である。

夏目漱石や森鷗外の学問の広さ、深さは人が努力すれば、その底辺に到達できるが、幸田露伴の博学と限りない奥行きは、底が知れないと言われている。

曾我広見さんは、幸田露伴には及ばないであろうが、世界情勢、一般社会の動き、地理、歴史、スポーツ、芸能から雑学に至るまで、なんでもよく知っている。「横越村の民俗」執筆は、この人を措いてほかにいない。

民俗学の大御所小林存先生とは遠い親せきであり、「横越村史」の執筆を、曾我さんが宅で行ったのもそうした縁であろう。

曾我広見著「横越村の民俗」

木津　山田正三

「横越村の民俗」は、村の成立、衣食住、冠婚葬祭、方言、農事雑話、村の昔の面影、若者の生態、芸能娯楽、村の伝説物語等々、横越村の民俗については、殆ど余すところなく網羅している。

この本は、横越の住民を対象にしたものであり、叙述も平易で分りよく、随所に写真も添えてあり親しみやすい。

「てんぽう橋哀話」、「法憧寺酒呑地蔵物語」等の史実を離れた民話の載っている最後の章「村の伝説・物語」も後の世の村民に語り継ぎ、いつまでも残したいものである。

村民必読の書として推奨する。

献血にご協力を
3月24日(火)
午前10時～12時30分
午後1時30分～4時
山崎製パン㈱

重度心身障害者医療費助成制度が改正されます

現在、県単医療として重度心身障害者医療費助成制度が実施されておりますが四月一日より制度全般にわたり次のように改正されますのでお知らせします。

◎現行制度では、日常生活に介助を要する人が対象となっていましたが、四月一日から対象者は、身体障害者手帳の一級及び二級所持者、療育手帳「A」所持者が全員対象となります。

◎現行制度では、自己負担はありませんが四月一日からは外来八百円入院一日四百円の自己負担となります。自己負担額導入により、対象者であっても老人医療受給者は四月一日以後は除外されます。

◎現行制度において重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人は改正による手続きは不要です。併せて有効期間が六月三〇日となっていますが受給者証の書替は不要で、八月三十一日迄自動延長されます。但し老人医療受給者は三月三十一日に受給資格は自動消滅します。

◎改正による新規対象該当者は三月二十五日から三月三十一日迄に受給者証交付申請をしてください。

詳しくは役場保健福祉課へ照会ください。

転入・転出の手続きはお早目に

毎年三月、四月は、入学、就職、転勤などで、転入、転出の多い月です。

転入、転出は、大切な手続きですから早めに行ってください。

転入届

横越村に引越してきてから十四日以内に、世帯主または本人が届出を。

前の住所地の市町村で発行した転出証明書、年金手帳（加入者のみ）の持参を。

転出届

横越村外に住所を移すときは、届出を。

印かん、年金手帳、国民健康保険証（加入者のみ）の持参を。

転居届

村内に住所を移したときは、十四日以内に届出を。

転出届と同様に印かんと必要書類の持参を。

世帯主変更届

死亡・転出・転居などで、世帯主変更が生じたときは、十四日以内に届出を。

おたづねは、役場住民課へ

ご利用ください「国の進学ローン」のお知らせ

国民金融公庫では、今春高校、大学等へ進学されるお子さまをお持ちの皆様に「国の進学ローン」の取扱いをいたしております。

貸付利率は年六・四％とご利用しやすくなっており、使いみちも、受験費用、授業料はもちろん、制服代、下宿費用など幅広くご利用いただけます。

合格前でもお申し込みできます。志望校が決まったら、お気軽にご相談ください。

融資額……一進学者あたり、五十万円以内

融資期間…高校、短大、専門学校　三年以内
大学　四年以内

利　率……年六・四％

保　証……保証人（一名以上）または保証基金

返済方法…毎月元利均等払い（ボーナス増額払いも可）

取扱期間…六十二年四月まで

※詳しくは、国民金融公庫新潟支店（新潟市寄居町三三二）☎二二八―二一一五一へ